

# 『古事記』上卷における「言うこと」の意味 上

—— 文芸性を解く手がかりとして ——

岡 田 喜 久 男

『古事記』成立の目的は、その序文に「邦家之経緯、王化之鴻基」、

即ち、「国家行政の根本と天皇指導の基本の説き明かし」にあると

書かれているように、大化の改新に始まった律令制を、天皇權威の

強調によって補強しようとしたのであった。

神代から推古天皇に至る皇統の系譜が、整然とかつ直線的に語り

継がれているが、その一方で、風土記選進の詔に言うところの「古

老相伝旧聞の異事」を含む、「神話や伝説」が多量含まれているこ

とも確かである。序文で、前者は帝紀（帝皇日繼・先紀）、後者は

本辞（旧辞・先代旧辞）と書かれているが、この帝紀と本辞の織り

成す歴史書は、色々な要素に富み、又示唆多いものであった。その

『古事記』上卷における「言うこと」の意味 上 —— 文芸性を解く手がかりとして ——

結果、『古事記』を何と考えるか、という基本的な把握の仕方もち

代により、人によって様々に違っていた。

『日本紀私記』（丁本）などを受けた、鎌倉時代の、卜部兼方撰述

『釈日本紀』では、

問本朝之史以「何書」為レ始哉。

答。師説。以「古事記」為レ始。而今案。上宮太子所撰先代旧

事本紀十卷。是可レ謂「史書之始」。何者。古事記者。誠雖レ載

「古語」。文例不レ似「史書」。即其序云。上古之時。言意並朴。

敷レ文構レ句。於レ字即難。已因レ訓述者。詞不レ達レ心。全以レ

音連者。事趣更長。是以。今或一句之中交二用音訓。或一事

之内全以レ訓録。即辞理難レ見。以レ注明。意云々。如レ此則所

修之旨非「全史意」。至「干上宮太子撰」。繫「於年」繫「於月」。  
全得「史伝之例」。然則先代旧事本紀十卷。可謂「史書之始」。

と述べ、「古事記」を史書とは認めない態度を取っている。その認めない理由が、序文の凡例部分を挙げていることから、史書としての体裁にこだわっているように見えるが、「古事記」全体に対する評価と見てよいと思う。もちろん鎌倉以前から「古事記」を史書とする見方が存在したことは右の文中にも窺えるし、今日も『日本書紀』と並べて史書とする説は有力である。

他方、「古事記」を文芸作品とする見方も有力で、和辻哲郎『日本古代文化』（岩波書店）第三章「古事記の芸術的価値」などを初期のものとして、多くの人が「古事記」全体を文学として捕えようとしている。そこまで徹底せずに、神話・歌謡・伝説など一部分を文学的なものとする見方は最も古くかつ一般的で、もはや「古事記」を語る時の常套句となっている。

その他、全体を神話として把握しようとしたり、神典・法律の書、などと考える人もあるが、大旨、「文学性に富む歴史書」と把握するのが穏当であるように思われる。

文学的又は文学性に富むという言い方は都合のよいもので、色々

な作品にも当てはまると思われるので極力避けたいのであるが、「古事記」の場合、「文学的」の意味するものが反って「古事記」を浮かび上らせるという稀な例であると思われる。以下、「古事記」の「文学性」というものを追求するのであるが、「文学性」を論じるとなると、「文学」とは何か、また「古代の文学とは何か」に話が及び、それこそ永遠のテーマに陥入ることになるだろう。それを避けるために、ここで言う「文学性」とは、言語により、「古事記」を「古事記」たらしめている「根源」と規定しておきたい。この点については工藤隆氏が「古事記—絶対神話の文学性」<sup>注1</sup>の中で多面的に論じられていて、

「楽家である多氏」という前提を認めたとすれば、(動きつつある観念)としての、ことばの総体性にかかり続けてきた氏族にとって、律令体制が、「漢字」という文字による世界の均質化と並行して強化されていく状況に対して、ある種の違和感をいだいていたということは充分にありうる。律令による支配とは、文字による支配でもあった。その文字による支配の進行は、歌舞の家や語部たちにも、衰退や変質をもたらしたことであろう。そのとき、その衰退や変質を迫られた側の人間たちが、文字世界への違

和感をいただき、それが危機意識へと先鋭化していくこともありえたであろう。そして、その危機意識が、文字のなかつた時代としての「古」と口誦の重視の強調に、太安万侶（たち）を向かわせたという解釈は可能であると思う。

と述べ、「古事記」は、政治的にも、文体的にも時代に逆っているが、それは、律令体制（実質的主役は、藤原氏であったとし）に取り残されつつある勢力の〈危機意識〉をバネに生み出されたからであると考えられている。

「古事記」が「古」と「口誦」を重視していることは多くの人に指摘されているところであるが、文字の使用が広く行き渡つたところに起こる現象について、「古語拾遺」は端的に次のように記している。

蓋し聞く、上古の世未だ文字有らず。貴賤老少口々に相伝へ、前言往行存して忘れず。書契ありて以来、古を談ずることを好まず。浮華競ひ興りて旧老を<sup>あせ</sup>嗤ける。

齋部広成は齋部氏の衰退をも含めて「古を談ずることを好まず。」と嘆いたのであったが、太安万侶にその嘆きがあつたかどうかは分らない。然し、太安万侶が、序文で表記法に言辭を割いた点（右に

『積日本紀』の中に引いてあつたを始めとして、口誦伝承である、即ち稗田阿礼の「誦習」する「勅語の旧辭」（天武天皇の勅命による帝皇日繼と先代旧辭）を忠実に記録しようとしたことは疑いない。「古事記」の文学性は偏に太安万侶が、古伝承を含む稗田阿礼の言葉を忠実かつ正確に文字化したことにより窺うことが出来るのである。

先に、「古事記」を『古事記』たらしめている根源を『古事記』の文学性であると述べたが、これについて少し説明をしておきたい。「古事記」を創る目的が「邦家之経緯、王化之鴻基」にあつたと最初に述べたが、そのことを文章化において可能にしたものは太安万侶と彼の学識であつたことも、江戸時代の儒学者齋藤拙堂をはじめ、多数の人が指摘するところである。今問題にしようとしているのは、太安万侶の「確信」とでも呼ぶべきものについてである。彼はこれも序文の中で、

上古の時 言葉並びに朴にして、文を敷き句を構ふること、字に於きて即ち難し

と極めて自覺的に、文字化の困難さを述べている。しかし、これを従来のように、日本最初の著書における文字用法上の苦勞であり悩

みである、と考えるのはあまりに素直過ぎるのではなからうか。右の安万侶の言葉は、彼一流の謙遜であり、むしろ自信の表現と考えるべきではなからうかとさえ思われるのである。

そして、その彼の自信の源こそが『古事記』を『古事記』たらしめている「根源」であり『古事記』の文学性であると思う。ここで私が何を「根源」と考えているかを明かにしたい。それは「言うことへの確信」である。「口頭言語の絶対性」と言い換えてもよいと思う。神や人が発する「こと」が世界を支配していたことの再確認に過ぎないかもしれないのだが、調べれば調べるほど、『古事記』の中で、会話・独白が量的に多いのみならず、質的に重要な働きをしていることが分る。上巻のそれについては具体的に挙げるが、その前に、『古事記』において、言う、語るの類の表現を調べてみると、上巻から順次以下のように登場する。

詔。問…曰。答曰。答曰。言。告…白。議云。白。言。謂。語詔。告。白言。答言。答曰言。告言。云。命以。語言。科詔。請。罵詈云。誨曰。覆奏。宣。奏言。罵。令奏。奏。誹謗。

右に挙げたのは、単純に異った表現を順に並べただけであるが、いかに「言う」が書き別けられているかが良く分る。これは、よく

言われる、「異字同訓の文字の存在」の問題、例えば、オモフに「思念・懐・欲・疑・為」、イカルに「忿・怒・恨」などがあり、「文学的用法と見ることができると言われるようなこととは根本的に異なる。『古事記』の根幹に関ることであると思うし、確かに太安万侶の学識による、或いは当時の教養に支えられている一面はあるにしても、そのような技術的な側面を超えたものだと思われる。

言語に対する日本人の信仰としては、「言霊信仰」がよく知られている。言葉に宿っている不思議な霊力が、言葉通りの事象をもたらすと信じた古代人は、幸福な結果、不幸な結果が言語行為によって齎らされると考えたのであった。「言霊」の用例は、『万葉集』に三例、

- (1) 言霊のさきはふ国(卷五―八九四)
- (2) 事霊の八十の衢ちまた(卷十一―二五〇六)
- (3) 事霊のたすくる国(卷十三―三三三四)

とあって、(1)(3)は、「倭(日本)」は「言葉の霊力が守ってくれる」と言う成句である。古代日本人が、いかに言葉の霊力を確信していたかの証拠であると同時に、『古事記』『日本書紀』『祝詞』に用例

が無く、『万葉集』に見出されることは、「言」と「事」の未分化の状態の呪術的世界から、創作的言語世界へ既に時代が変化していたことを示しているのではなからうか。

『古事記』上巻に見られる「会話・独白」と見られる部分を以下挙げてみる(波線は筆者が付した。また( )内の番号は便宜上付けた。)

一一

(1) 是に天つ神諸の命以ちて、伊邪那岐命、伊邪那奈美命、二柱の神に、「是の多陀用幣流国を修め理り固め成せ」と詔りて…

(2) ここに其の妹伊邪那奈美命に問ひたまはく、「汝が身は如何か成れる。」ととひたまへば 「吾が身は…」と答白へたまひき。

爾に伊邪那岐命詔りたまはく、「我が身は…生むこと奈何。」とのりたまへば、伊邪那奈美命「然善けむ。」と答曰へたまひき。

ここに伊邪那岐命詔りたまひしく、「然らば…」とのりたまひき。如此期りて、乃ち「汝は右より廻り逢へ、我は左より廻り逢はむ。」と詔りたまひ、約り竟へて廻る時、伊邪那奈美命先に「阿那邇夜志愛上袁登古衰。」と言ひ、後に伊邪那岐命、「阿那邇夜志愛上袁止壳衰。」と言ひ、各言ひ竟へし後、其の妹に告白げたまひしく、

「女人先に言へるは良からず。」とつげたまひき。…ここに二柱の

『古事記』上巻における「言うこと」の意味上 —— 文芸性を解く手がかりとして ——

神、譲りて云ひけらく、「今吾が生める子良からず。猶天つ神の御所に白すべし。」といひて、即ち共に参上りて、天つ神の命請ひき。爾に天つ神の命以ちて、布斗麻邇爾上下相ひて、詔りたまひしく、「女先に言へるに因りて良からず。亦還りて改め言へ。」とのりたまひき。故爾に反り降りて、更に其の天の御柱を先の如く往き廻りき。是に伊邪那岐命、先に「阿那邇夜志愛袁登古衰。」と言ひき。

と言ひ後に妹伊邪那奈美命「阿那邇夜志愛袁登古衰。」と言ひき。如此言ひ竟へて御合して、生める子は、淡道之穂之狭別鳥。…

(3) 故爾に伊邪那岐命詔りたまひしく「愛しき我が那邇妹の命を子の一つ木に易へつるかも。」と謂りたまひて…

(4) 伊邪那岐命、語らひ詔りたまひしく、「愛しき我が那邇妹の命、吾と汝と作れる国未だ作り竟へず。故、還るべし。」とのりたまひき。ここに伊邪那美命答へ白ししく、「悔しきかも、速く来ずて。吾は黄泉戸喫為つ。然れども愛しき我が那勢の命、入り来ませる事恐し。故、還らむと欲ふを、且く黄泉神と相論はむ。我をな視たまひそ。」とまをしき。…其の妹伊邪那美命、「吾に辱見せつ。」と言ひて、即ち予母都志許売を遣はして追はしめき。

…ここに伊邪那岐命其の桃子に告りたまひしく、「汝吾を助けし

如く、葦原中国に有らゆるうつくしき青人草の、苦しき瀬に落ち  
惚む時、助くべし。」と告りて、名を意富加牟豆美命と号ひき。  
…ここに千引の石を其の黄泉比良坂に引き塞へて、その石を中に  
置きて、各対ひ立ちて、事戸を度す時、伊邪那美命言ひしく、「愛  
しき我が那勢の命、如くせば、汝の国の人草、一日に千頭絞り殺  
さむ。」といひき。ここに伊邪那岐命詔りたまひしく、「愛しき我  
が那邇妹の命、汝然為ば、吾一日に千五百の産屋を立てむ。」と  
のりたまひき。是を以ちて一日に必ず千人死に、一日に必ず千五  
百人生まるるなり。

(5) ここを以ちて伊邪那伎大神詔りたまひしく、「吾は伊邪志許米  
上志許米岐穢き国に到りて在りけり。故、我は御身の禊為む。」

とのりて、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原に到り坐して、禊ぎ  
祓ひたまひき。

(6) 伊邪那伎大神ここに詔りたまひしく、「上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱し。」  
とのりたまひて…

(7) この時伊邪那伎命、太く歡喜びて詔りたまひしく、「吾は子を  
生み生みて、生みの終に三はしらの貴き子を得つ。」とのりたま  
ひて、即ち御頸珠の玉の緒母由良邇取り由良迦志て天照大御神に

詔りたまひしく、「汝命は、高天の原を知らせ。」とを事依さし賜  
ひき。故、其の御頸珠の名を、御倉板拳之神と謂ふ。次に月読命  
に詔りたまひしく、「汝命は、夜の食国を知らせ。」と事依さしき。  
次に速須須佐之男命に詔りたまひしく、「汝命は、海原を治らせ。」  
と事依さしき。

(8) 伊邪那岐大御神、速須佐之男命に詔りたまひしく、「何由かも  
汝は事依させし国を治らずて、哭き伊佐知流。」とのりたまひき。  
ここに答へ白ししく、「僕は妣の国根の堅州国に罷らむと欲ふ。  
故哭くなり。」とまをしき。ここに伊邪那岐大御神、大く忿怒り  
て詔りたまひしく、「然らば汝は此の国に住むべからず。」とのり  
たまひて、乃ち神夜良比爾夜良比賜ひき。

(9) 故ここに速須佐之男命言ひしく「然らば天照大御神に請して  
罷らむ。」といひて…ここに天照大御神聞き驚きて詔りたまひし  
く、「我が那勢の命の上り来る由は、必ず善き心ならじ。我が国  
を奪はむと欲ふにこそあれ。」とのりたまひて…伊都の男建踏み  
建びて待ち問ひたまひしく、「何故上り来つる。」と、とひたま  
ひき。ここに速須佐之男命、答へ白ししく、「僕は邪き心無し。  
唯大御神の命以ちて、僕が哭き伊佐知流事を問ひ賜へり。故、白

し都良久、「僕は此の国に往かむと欲ひて哭くなり。」とまをしつ。  
ここに大御神詔りたまひしく、「汝は此の国に在るべからず。」と  
のりたまひて、神夜良比賜へり。故罷り往かむ状を請さむと以  
為ひてこそ参上りつれ。異心無し。」とまをしき。ここに天照大  
御神詔りたまひしく、「然らば汝の心の清く明きは何して知ら  
む。」とのりたまひき。ここに速須佐之男命答へ白ししく、「各字  
氣比て子生まむ。」とまをしき。

(10) ここに天照大御神、速須佐之男命に告りたまひしく、「是の後  
に生れし五柱の男子は、物実我が物に因りて成れり。故、自ら吾  
が子ぞ。」如此詔り別けたまひき。

(11) ここに速須佐之男命、天照大御神に白ししく、「我が心清く明し。  
故、我が生める子は手弱女を得つ。此れに因りて言さば、自ら  
我勝ちぬ。」と云して、勝佐備に、天照大御神の菅田の阿を離ち、  
其の溝を埋め、亦其の大嘗を聞着す殿に屎麻理散らしき。故、  
然為れども天照大御神は登賀米受て告りたまひしく、「屎如すは、  
酔ひて吐き散らす登許曾……」登詔り直したまへども、猶其の悪  
しき態度止まずて転かりき。

(12) ここに天照大御神、怪しと以為ほして、天の石屋戸を細めに開

きて、内より告りたまひしく、「吾が隠り坐すに困りて、  
何由以、天宇受売は樂を為、亦八百万の神も諸咲える。」と  
のりたまひき。ここに天宇受売白言ししく、「汝命に益して貴き  
神坐す。故歡喜び咲ひ樂ぶぞ。」とまをしき。如此言す間に、繩  
を其の御後方に控き度して白言ししく、「此れより内にな還り入り  
ぞ。」とまをしき。

(13) 老夫と老女と二人在りて、童女を中に置きて泣けり。ここに「汝  
等は誰ぞ。」と問ひ賜ひき。故、其老夫答へ言ししく、「僕は国  
つ神、大山上津見神の子ぞ。僕が名は足上名椎と謂ひ、女の名  
は櫛名田比売と謂ふ。」とまをしき。亦「汝が哭く由は何ぞ。」と  
問ひたまへば、答へ白言ししく、……ここに「其の形は如何」と問  
ひたまへば、答へ白ししく、「彼の目は……」とまをしき。ここに  
速須佐之男命、其の老夫に詔りたまひしく、「是の汝が女をば吾  
に奉らむや。」とのりたまひしに「恐れれば御名を覚らず。」と答  
へ白しき。ここに答へ詔りたまひしく、「我は天照大御神の伊呂  
勢なり。故今、天より降り坐しつ。」とのりたまひき。ここに足  
名椎手名椎神、「然坐さば恐し。立奉らむ。」と白しき。……其の足  
名椎手名椎神に告りたまひしく、「汝等は、八塩折の……」とのり

たまひき。故、告りたまひし隨に、如此設け備へて待ちし時、其の八俣遠呂智、信に言ひしが如來つ。

(14) ここを以ちて、其の速須佐之男、宮造るべき地を出雲國に求ぎたまひき。ここに須賀の地に到り坐して詔りたまひしく、「吾此の地に来て、我が御心須賀須賀斯。」とのりたまひて、其地に宮を作りて坐しき。故其地を今に須賀といふ。…ここに其の足名稚神を喚びて、「汝は我が宮の首任れ。」と。告言りたまひ、且名を負せて、稲田宮主須賀之八耳神と号けたたまひき。

(15) ここに八十神、其の菟に謂ひしく、「汝為むは…」といひき。最終に來りし大穴牟遲神、其菟を見て、「何由も汝は泣き伏せる。」と言ひしに菟答へ言ひしく、「僕游岐の島に在りて、此の地に度らむとすれども、度らむ因無かりき。故、海の和邇を欺きて言ひしく、「吾と汝と競べて、族の多き少きを計へてむ。」といひき。此如言ひしかば、欺かえて列み伏せりし時、吾其の上を踏みて、読み度り来て、今地に下りむとせし時、吾云ひしく、「汝は我に欺かえつ。」と言ひ竟る即ち、最端に伏せりし和邇、我を捕へて悉に我が衣服を剥ぎき。此れに因りて泣き患ひしかば、先に行きし八十神の命以ちて「海塩を浴み、風に当たりに伏せれ。」

と誨へ告りき。故、教の如く為しかば、我が身悉に傷はえつ。」とまをしき。ここに大穴牟遲神、其の菟に教へ告りたまひしく、「今急かに此の水門に往き…」とのりたまひき。…故、其菟、大穴牟遲神に白ししく、「此の八十神は、必ず八上比売を得じ。袋を負へども、汝命獲たまはむ。」とまをしき。ここに八上比売、八十神に答へて言ひしく、「吾は汝等の言は聞かじ。大穴牟遲神に嫁はむ。」といひき。…伯伎国の手間の山本に至りて云ひしく、「赤き猪…」と云ひて、火を以ちて猪に似たる大石を焼きて転ばし落しき。

(16) 其の子に告げて言ひしく、「汝、此間に有らば、遂に八十神の為に滅ぼさえなむ。」といひて、乃ち木国の大屋毘古神の御所に違へ遣りし。…木の俣より漏き逃がして云りたまひしく、「須佐之男命の坐します根の聖州國に參向ふべし。必ず其の大神、議りたまひなむ。」とのりたまひき。…其の父に白ししく、「甚麗しき神來ましつ。」とまをしき。

ここに其の大神出て見て、「此は葦原色許男と謂ふぞ。」と告りたまひて、即ち喚び入れて、…蛇の比礼を其夫に授けて云りたまひしく「其の蛇昨はむとせば、此の比礼を三たび挙りて打ち撥ひ

たまへ。」とのりたまひき。…鼠来て云ひけらく、「内は富良富良、外は須夫須夫」といひき。如此言へる故に、其處を踏みしかば、落ちて隠り入りし間に火は焼け過ぎき。

(17) ここに黄泉比良坂に追ひ至りて遙に望けて、大穴牟遲神を呼ばひて謂ひしく、「その汝が持てる生大刀・生弓矢」といひき。

(18) 此の八千矛神、高志国の沼河比売を婚はむとして、幸行でましし時、其の沼河比売の家に到りて歌ひたまひしく、

八千矛の 神の命は 八島国 妻枕きかねて…いしたふや

天馳使 事の 語り言も 是をば

とうたひたまひき。ここに其の沼河比売、未だ戸を開かずて、内より歌ひけらく、

八千矛の 神の命 ぬえ草の 女にしあれば…天馳使 事の

語り事も 是をば 青山に 日が隠らば ぬばたまの…八千

矛の 神の命 事の 語り言も 是をば

(19) 其の日子遅の神、和備弓出雲より倭国に上り坐さむとして、

束装し立たす時に、片御手は御馬の鞍に繫け、片御足は其の御鏡に踏み入れて、歌ひたまひしく、

ぬばたまの 黒き御衣を まつぶさに…群鳥の 我が群れ往な

ば、引け鳥の 我が引け往なば 泣かじとは 汝は言ふとも… 事の 語り言も 是をば

(20) 如此歌ひて、即ち宇伎由比為て、宇那賀氣理豆今に至るまで鎮まり坐す。此れを神語と謂ふ。

(21) 帰り来る神有りき。ここに其の名を問はせども答へず。且つ所

従の諸神に問はせども皆「知らず。」と白しき。ここに多邇具久白言しつらく、「此は久延毘古ぞ必ず知りつらむ。」とまをしつれ

ば、即ち久延毘古を召して問はず時に、「此は神産巢日神の御子、

少名毘古那神ぞ。」と答へ白しき。故ここに神産巢日御祖命に白

し上げたまへば、答へ告りたまひしく、「此は実に我が子ぞ。」

とのりたまひき。

(22) ここに大國主神、愁ひ告りたまひしく、「吾独していかに能

く此の國を得作らむ。孰れの神と吾と、能くこの國を相作らむ

や。」とのりたまひき。是の時に海を光して依り来る神ありき、

その神の言りたまひしく、「能く我が前を治めば…」とのりたま

ひき。ここに大國主神曰ししく、「然らば治め奉る状はいかにぞ。」

とまをしたまへば「吾をば倭の青垣の東の山の上に伊都岐奉れ。」

と答え言りたまひき。

(23) 天照大御神の命みこと以ちて、「豊葦原之千秋長五百秋之水穗国は、

我が御子、正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の知らず国ぞ。」と言因よさし賜たまひて、天降あまくしたまひき。ここに天忍穗耳命、天の浮橋うきはしに多志たて語りたまひしく、「豊葦原之千秋長五百秋之水穗国は、伊多いた久佐夜芸くさや有那理。」と告りたまひて、更に還り上りて、天照大御神に請こたじたまひき。…思金神おもひかねに思はしめて語りたまひしく、

「此の葦原中国は、我が御子の知らず国と言依よさし賜へりし国なり。故、此の国に道速振る荒振る国つ神等の多在さほなりと以為おもはす。これ何れの神を使はしてか言趣ことばけむ。」とのりたまひき。ここに思金神及八百万の神、議はかり白ししく、「天菩比神、これ遣はすべし。」とまをしき。故、天菩比神を遣はしつれば、乃ち大國主神に媚こひ付きて、三年に至るまで復かへ奏こさざりき。

(24) ここを以ちて高御産巢日神、天照大御神、亦諸の神等に問ひたまひしく、「葦原中国に遣はせる天菩比神、久しく復奏かへこさず。亦何れの神を使はさば吉けむ。」ととひたまひき。ここに思金神、答へ白ししく、「天津国玉神の子、天若日子を遣はすべし。」とまをしき。…ここに天照大御神、高御産巢日神、天照大御神、亦諸の神等に問ひたまひしく、「天若日子久しく復かへ奏こさず。又い

ずれの神を遣はしてか、天若日子が淹ひ留とどまる所由を問はむ。」

ととひたまひき。是に諸神及び思金神、「雉、名は鳴女なきめを遣はすべし。」と答へ白しし時、語りたまひしく、「汝行きて天若日子に問はむ状は、「汝を葦原中国に使はせる所以は、其の国の荒ぶる神等を、言趣ことばけ和せとなり。何にか八年に至るまで復奏かへこさざる。」ととへ。」とのりたまひき。故ここに鳴女、天より降り到りて、

天若日子の門なる湯津楓の上に居て、委曲まづがせに天つ神の語りたまひし命の如言ひき。ここに天の佐具さぐ禿かぶ、此の鳥の言ふことを聞きて、天若日子に語りて言ひしく、此の鳥は、其鳴く音甚こ悪いし。故射殺すべし。」と云ひ進むる即ち…

(25) ここに高木神、「此の矢は、天若日子に賜へりし矢ぞ。」と告りたまひて、即ち諸の神等に示せて語りたまひしく、「或し天若日子、命を誤たず、悪しき神を射つる矢の至りしならば、天若日子に中あたらざれ。或し邪心あらば、天若日子此の矢に麻賀まが礼。」と云ひて…

(26) 亦其の妻、皆哭きて云ひしく、「我が子は死なずて有り邪理。我が君は死なずて坐し邪理。」と云ひて、手足に取り懸りて哭き悲しみき。…ここに阿遲志貴高日子根神、大く怒りて曰ひしく、

「我は愛しき友なれこそ…」と云ひて、御佩せる十掬劍を抜き、その喪屋を切り伏せ、足以ちて蹴多離ち遣りき。

(27) ここに天照大御神、詔りたまひしく、「亦いづれの神を遣わさば吉けむ。」とのりたまひき。ここに思金神及諸の神白ししく「天安河の河上の故、別に天迦久神を遣はして問ふべし。」とまをしき。故ここに天迦久神を使はして、天尾羽張神に問はしし時に答へ白ししく、「恐し、仕へ奉らむ…」。ここを以ちて此の二はしらの神、出雲国の伊那佐の小浜に降り到りて、十拳劍を抜き、逆に浪の穂に刺し立て、其劍の前に踏み坐して、其の大国主神に問ひて言りたまひしく、「天照大御神、高木神の命以ちて、問ひに使はせり。汝が宇志波禰流葦原中国は、我が御子の知らず国ぞと言依さし賜ひき。故、汝が心はいかに。」とのりたまひき。ここに答へ白ししく、「僕は得白さじ。我が子、八重言代主神、是れ白すべし…。」とまをしき。…問ひ賜ひし時に、其の父の大神に語りて言ひしく、「恐し。この国は、天つ神の御子に立奉らむ。」といひて、即ちその船踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に打ち成して、隠りき。故ここに、其の大国主神に問ひたまひしく、「今汝が子、事代主神、如此白しぬ。亦白すべき子有りや。」

『古事記』上巻における「言うこと」の意味上 —— 文芸性を解く手がかりとして ——

ととひたまひき。ここに、亦白ししく、「亦我が子、建御名方神有り。此を除きては無し。」とまをしき。如此白す間に、其の建御名方神、千引の石を手末に攀げて来て、「誰ぞ我が国に来て忍び忍びに如此物言ふ…。」といひき。…建御名方神白ししく、「恐し。我をな殺したまひそ。此の地を除きては、他處に行かじ。亦我が父、大国主神の命に違はじ、八重事代主神の言に違はじ。此の葦原中国は、天つ神の御子の命の隨に献らむ。」とまをしき。故、更に且還り来て、其の大国主神に問ひたまひしく、「汝が子等、事代主神、建御名方神の二はしらの神は、天つ神の御子の命の隨に違はじと白しぬ。故、汝が心は奈辺に。」ととひたまひき。ここに答へ白ししく、「僕が子等、二はしらの神の白す隨に、僕は違はじ。此の葦原中国は、命の隨に既に献らむ。…」とまをしき。如此白して、…禱き白して…火を鑽り出でて云ひしく…

(28) ここ天照大御神、高木神の命以ちて、太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命に詔りたまひしく、「今、葦原中国を平け訖へぬと白せり。故言依さし賜ひし隨に、降り坐して知らしめせ。」とのりたまひき。

ここに其の太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命、答へ白したまひしく、  
「僕は…此の子を降すべし。」とまをされたまひき。ここを以ちて  
白したまひし隨に、日子番能邇邇云命に詔科せて、「此の豊葦  
原水穗国は、汝知らさむ国ぞと言依さし賜ふ。故、命の隨に天降  
るべし。」とのりたまひき。

(29) ここに天照大御神、高木神の命以ちて、天宇受売神に詔りたま  
ひしく、「汝は手弱女人にはあれども、伊牟迦布神と面勝つ神な  
り。故、専ら汝往きて問はむは、『吾が御子の天降り為る道を、  
誰ぞ如此居る。』ととへ。」とのりたまひき。故、問ひ賜ふ時に、  
答へ白ししく、「僕は国つ神、名は猿田毘古神ぞ。出で居る所以は、  
天つ神の御子天降り坐すと聞きつる故に、…。」とまをしき。

(29) ここに遠岐斯八尺の勾玉・鏡・乃草那芸劍、亦常世思金神、手  
力男神、天石門別神を副へ賜ひて、詔りたまひしく、「此れの鏡は、  
…。」とのりたまひき。

(30) 故、其の天忍日命、天津久米命、ここに詔りたまひしく、「此  
地は韓国に向ひ…故、此の地は甚吉き地。」と詔りたまひて、  
底津石根に宮柱布斗斯理、高天の原に氷椽多迦斯理で坐しき。故  
ここに、天宇受売命の詔りたまひしく、「此の御前に…汝負ひて

仕へ奉れ。」とのりたまひき。

(31) 乃ち悉に鱧の広物、鱧の狭物を追ひ求めて、「汝は天つ神に  
仕へ奉らむや。」と問ひし時、諸の魚皆「仕へ奉らむ。」と白す中  
に、海鼠白ざざりき。ここに天宇受売命、海鼠に云ひしく、「此  
の口や答へぬ口。」といひて、紐小刀を以ちて其の口を折きき。故、  
今に海鼠の口折くるなり。

(32) ここに天津日子番能邇邇云命、笠沙の御前に、麗はしき美女  
に遇ひたまひき。ここに「誰が女ぞ。」と問ひたまへば、答へ  
白ししく、「大山津見神の女、名は神阿多都比売…と謂ふ。」とま  
をしき。又「汝の兄弟有りや。」と問ひたまへば、「我が姉、  
石長比売有り。」と答へ白しき。ここに詔りたまひしく、「吾汝と  
目合せむと欲ふは如奈に。」とのりたまへば、「僕は得白ざじ。  
僕が父大山津見神ぞ白さむ。」と答へ白しき。…ここに大山津見神、  
石長比売を返したまひしに因りて、太く恥ちて、白し送り言ひ  
しく、「我が女一たり並べて立奉りし由は…。」といひき。故、後  
に木花之佐久夜毘売、参出て白ししく、「妾は妊身めるを、今産  
む時に臨りぬ。是の天つ神の御子は、私に産むべからず。故、  
請す。」とまをしき。ここに詔りたまひしく、「佐久夜毘売、

「宿にや妊める。是れ我が子には非じ。必ず国つ神の子ならむ。」  
とのりたまひき。ここに答へ白ししく、「吾が妊みし子、若し国  
つ神の子ならば、産むこと幸からじ。若し天つ神の子ならば、  
幸からむ。」とまをして…産む時に方りて、火を其の殿に著て  
産みき。

33) ここに火遠理命、其の兄火照命に、「各佐知を相易へて用ゐむ。」  
と謂ひて、三度乞ひたまへど、許さざりき。…ここに其の兄火照  
命、其の鉤を乞ひて曰ひしく、「山佐知も、己が佐知佐知、海佐  
知も、己が佐知佐知。今は各佐知返さむ。」と謂ひし時に、其の  
弟火遠理命、答へて曰りたまひしく、「汝の鉤は、魚釣りしに一  
つの魚も得ずで、遂に海に失ひつ。」とのりたまひき。…亦一千  
鉤を作りて、償ひたまへども受けず「猶その正本の鉤を得む。」  
と云ひき。

ここに其の弟、泣き患ひて海辺に居ましし時に塩椎神来て、  
問ひて曰ひしく、「何にぞ虚空津日高の泣き患ひたまふ所由は。」  
といへば、答へて言りたまひしく、「我と兄と鉤を易へて、其の  
鉤を失ひつ。ここに其の鉤を乞ふ故に、多くの鉤を償へども受け  
ずて「猶其の本の鉤を得む。」と云ひき。故、泣き患ふぞ。」との

『古事記』上巻における「言うこと」の意味 上 —— 文芸性を解く手がかりとして ——

りたまひき。ここに塩椎神「我、汝命の為に善き議を作さむ。」  
と云ひて、即ち、先間勝間の小船を造り、其の船に載せて、教へ  
て曰ひしく、「我其の船を…。」といひき。教の隨に少し行きまし  
しに、備さに其の言の如くなりしかば…ここに其の玉を見て、  
婢に問ひて曰ひしく、「若し人、門の外に有りや。」といへば、答  
へて曰ひしく、「人有りて…。」といひき。…其の父に、白ししく、

「吾が門に麗しき人有り。」とまをしき。ここに海神、自ら出て  
見て、「此の人は、天津日高の御子、虚空津日高ぞ。」と云ひて…。  
ここに火遠理命、其の初めの事を思ほして、大きな一歎した  
まひき。故、豊玉毘売命、其の歎を聞かして、其の父に白言しし  
く、「三年に住みたまへども、恒は歎かすことも無かりしに、今  
夜大きな一歎したまひつ。若し何の由有りや。」とまをしき。故、  
其の父の大神、其の婢夫に問ひて曰ひしく、「今且我が女の語る  
を聞けば、「三年坐せども、恒は歎かすことも無かりしに、今夜  
大きな一歎したまひつ。」と云ひき。若し由有りや。亦此間  
に到ませる由はいかに。」といひき。ここに其の大神に、備に  
其の兄の失せし鉤を罰りし状の如く語りたまひき。ここを以ち  
て海神、悉に海の大小魚どもを召び集めて、問ひて白ししく、「若

し此の鉤を取れる魚有りや。」といひき。故諸の魚ども白ししく「このごろ、赤海鰯魚喉に鯁ありて、物得食はずと愁ひ言へり。故、必ずこれ取りつらむ。」とまをしき。…火遠理命に奉りし時に、其の綿津見大神誨へて曰ひしく、「此の鉤を、其の兄に給はむ時に、言りたまはむ状は、『此の鉤は、淤須鉤、須須鉤、貧鉤、宇流鉤。』と云ひて後手に賜へ。…若し其愁ひ請さば、塩乾珠を出して活かして、かく惚まし苦しめたまへと云ひて…即ち悉に和邇魚どもを召び集めて、問ひて曰ひしく、「今、天津日高の御子、上つ国に出幸でまさむと為たまふ。誰は幾日に送り奉りて、覆奏すぞ。」といひき。…一尋和邇白ししく、「僕は一日に送りて、即ち還り来む。」とまをしき。故ここに其の一尋和邇に、「然らば汝送り奉れ。若し海中を渡る時、な惶畏ませまつりそ。」と告りて…ここを以ちて備に海神の教へし言の如くして、其の鉤を与へたまひき。…哀れ愁ひ請せば、塩乾珠を出して救ひ、如此惚まし苦しめたまひし時に、稽首白ししく、「僕は…仕へ奉らむ。」とまをしき。

(34) ここに海神の女、豊玉毘売命、自ら参出て白ししく、「妾は…故、参出到つ。」とまをしき。…ここに産みまさむとする時に、

其の日子に白したまひしく、「凡て侘国の人は…願はくは、妾をな見たまひそ。」と言したまひき。ここに其の言を奇しと思ほして…ここに豊王毘売命、其の伺見たまひし事を知らして、心恥づかしと以為ほして、乃ち其の御子を生み置きて、「妾恒は、海つ道を通して…是れ甚作づかし。」と白したまひて、即ち海坂を塞へて返り入りますしき。

三

右は、上巻における、歌謡の部分を除いた、発話関係箇所のものである。改めて、上巻における「言うこと」の量的な多さと重要性が知られるが、一読して分るいくつかの特徴を挙げてみる。その特徴のある部分を含む番号を挙げる。

- (1) 発話形式は「命令」と深く結びついている。(1)(7)(8)(22)(23)(27)(28)(29)(30)(33)
- (2) 話の筋が対話によって運ばれる。(2)(4)(9)(10)(11)(13)(15)(16)(21)(23)(24)(25)(27)(28)(29)(32)(33)(34)
- (3) 独白が重要な意味を持っている。(3)(5)(6)(7)(9)(22)(23)(2)
- (4) 言語に対する特殊な観念が見出される。(2)(女先に言へるに因りて良からず)。(4)(事戸を度す)。(9)(宇氣比)。(詔り直し)。

(菟の子言)。(23)(24) (言趣けむ)。(33) (呪言)。

以上は、一見して分る発話形式の特徴であるが、この他にも注目すべき部分が幾つかある。例えば、(2)(13)(32)に見出される結婚における口頭言語の働きであり、歌謡「神語」の意義等々である。

右にまとめた(イ)と(ニ)について夫々に検討を加えたいが、それは次稿にまわし、今回は「言う、語る」の重要性と、そこにこそ『古事記』を『古事記』たらしめている根源が存在すること、そして、それが『古事記』の文芸性と深く関係していることを指摘して終りたい。

注1 『古事記の神話』古事記研究大系4所収。

注2 森川富治「古事記に於ける文字使用上の一考察」国語・国文八の八

注3 小島憲之「中國文学・書紀文学と古事記」古事記大成2-

文学篇一

『古事記』上巻における「言うこと」の意味上——文芸性を解く手がかりとして——